

第6回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 2015年2月10日（火）10:00～12:20

2. 場 所 中央合同庁舎8号館5階共用C会議室

3. 出席者 原子力委員会

岡委員長、阿部委員、中西委員

外務省軍縮不拡散・科学部

羽鳥不拡散・科学原子力課長

田口国際原子力協力室首席事務官

環境省

正田会計課長

山本廃棄物・リサイクル対策部企画課長

秦水・大気環境局放射性物質汚染対策担当参事官

小平放射性物質汚染対処技術統括官付参事官

柳田水環境課課長補佐

得津環境保健部放射線健康管理担当参事官

原子力規制委員会 原子力規制庁

布田参事官補佐

内閣府原子力防災担当

森下参事官

内閣府原子力政策担当室

室谷参事官、前田参事官補佐

4. 議 題

(1) 平成27年度原子力関係経費政府予算案等ヒアリング

(内閣府（原子力防災）、外務省、環境省及び原子力規制庁)

(2) 原子力利用の「基本的考え方」について

(3) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の次期中長期目標の策定について（見解）

(4) その他

5. 配付資料

- (1-1) 平成26年度補正予算事業等原子力関係経費ヒアリング（外務省）
- (1-2) 平成27年度原子力関係経費ヒアリング（外務省）
- (1-3) 原子力関係予算（環境省）
- (1-4) 原子力規制・防災対策に係る平成26年度補正予算等について
（原子力規制委員会・内閣府（原子力防災））
- (1-5) 平成27年度原子力規制・防災対策の重点
（原子力規制委員会・内閣府（原子力防災））
- (1-6) 原子力防災対策の現状と課題（内閣府（原子力防災））
- (1-7) 川内地域の緊急時対応（全体版）（内閣府（原子力防災））
- (2) 「基本的な考え方」作成の進め方
- (3-1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の次期中長期目標の策定について（見解）（案）
- (3-2) 「日本原子力研究開発機構の次期中長期目標の策定についての『見解』への『補足的見解』
- (4) 第2回原子力委員会議事録

6. 審議事項

(岡委員長) それでは、時間になりましたので、ただいまから第6回原子力委員会を開催いたします。

本日の議題は、一つ目が平成27年度原子力関係経費政府予算案等ヒアリング、二つ目が原子力利用の「基本的考え方」について、三つ目は国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の次期中長期目標の策定について（見解）、四つ目がその他です。

まず、一つ目の議題について事務局から御説明をお願いいたします。

(室谷参事官) ありがとうございます。

先週に引き続きまして、平成27年度原子力関係経費政府予算案等ヒアリングを行いたいと思います。本日は外務省、環境省、内閣府原子力防災及び原子力規制庁の順で御説明をいただく予定となっております。

それでは、まずは外務省分につきまして外務省不拡散・科学原子力課、羽鳥課長、そして、田口国際原子力協力室首席事務官から御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(羽鳥課長) おはようございます。よろしくお願いいたします。

最初に、先般国会で御承認いただきました26年度補正予算の中の外務省原子力関係経費について御説明いたします。

資料は二つございまして、資料1-1ということでございまして、裏面になりますが、まず大きく二つ分けてございます。一つ目がIAEAの拠出金となっておりまして、これが約7,000万円でございますが、内容につきましては、イランの核問題等に対するIAEAの活動に対する支出ということでございます。

これは具体的内容を申し上げますと、一昨年来、イランの核問題の交渉は進展しておりますが、まだまとまっていないわけでございますけれども、並行してIAEAもイランといろいろな交渉をしながら、監視であるとか検証活動が既にもう始まっているわけでございますけれども、これに対して、これは義務的拠出ではなくて、各国が追加的に必要となっている費用にどれぐらいお金を出すかということを決定的・主体的に決定して支出するお金でございまして、我が国としてはこのようなIAEAの取組に対して約7,000万円支出するということを御承認いただきまして、拠出するものでございます。

(田口首席事務官) 続きまして、原子力安全関連拠出金として、チェルノブイリ・シェルター基金への拠出金を計上させていただいております。こちらはチェルノブイリ原発の石棺が老朽化しておりまして、その石棺全体を覆う新シェルターを建設するための基金でございます。このEBRDに設置された基金に対しては、G7/G8の枠組みで支援を行ってきており、約1,260万ユーロに相当する額を拠出する考えでございます。

(羽鳥課長) 続きまして、平成27年度原子力関係経費ということで、これは政府で決定したものでございまして、国会に御承認を求めているというものと理解しております。大きく三つ分かれてございますが、一つ目はIAEAに対する分担金でございます。これはIAEAにメンバー国として入っている以上、締結しました憲章に基づき義務的に拠出することが求められているものでございまして、我が国としまして約52億5,000万円の分担金を拠出するということでございます。

(田口首席事務官) 続きまして、IAEAの技術協力基金でございます。こちらにも義務的な拠出金となっております。IAEAは不拡散と原子力の平和的利用の促進を二大目的としてお

りますところ、技術協力基金は途上国における原子力の平和的利用の促進のための技術協力を
を行うための基金となっております。平成27年度は約10億1900万円を計上させてい
ただいております。また、こうしたIAEAによる原子力の平和的利用の促進のための活動
を一層支援するため、我が国は平成23年度から平和利用イニシアティブへの拠出を行っ
てきております。平和利用イニシアティブは、米国の呼びかけにより設立された基金であり、
我が国は、NPT体制の強化等のために拠出を行っている次第でございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

それでは、質疑を行いたいと思います。阿部委員からどうぞ。

(阿部委員) 説明どうもありがとうございました。

二、三質問させていただきましても、最初の補正予算でイランの関係で拠出をされた
ということですが、7,000万円、そんなに大した額じゃないですけども、具体的にど
んなことに使われるのかと。

(羽鳥課長) これからイラン、今交渉が進められているわけでございますけれども、そうしま
すと、IAEAが求められる役割は交渉がとまったときも特にそうなんです、イランが核
を放棄する、彼らはもともと核を開発しないと言っているわけですけども、それを検証す
るという活動が必要になってきます。そうしますと、人を送って現場で関連する施設を見
たりとか、あるいはいろんな資機材の確認をしたりあるいは核物質の確認をするというこ
とがございまして、人を送るための人件費がかなり大きく、追加的に必要になるわけござ
います。その一部を負担するというところでございます。

(阿部委員) そうすると、逆にいうと、今年の夏が目標でまとめると言っていますけれど
も、まとまらないんじゃないかという憶測も随分ありますけれども、まとまらないと必要
なくなっちゃうんですね。

(羽鳥課長) 今、まとまる前でも既にいろんな活動が行われていまして、IAEAの人が行
ったりして現場を見たりしていますので、既に追加的に必要な経費というのはもうかか
っているわけでございます。これは夏までに必要となるお金があるということ、IAEAの事務
局が言って、その中で必要な経費について加盟国による拠出をお願いしたいという話
があり、種々検討の結果、約7,000万円の貢献を検討したということです。また追加
的に必要ということになれば、その要望に応じて判断をして出していくと。予算が必
要でございますから、通常の予算で難しければ、また補正などの機会にお願いするとい
うことになると思います。

(阿部委員) そうすると、夏までにもしうまくいって合意すれば、いろんな検証メカニズムができる、それはまた追加的に要請を受けると、こういうことなんですね。

(羽鳥課長) そうですね。そういうことはあり得ると思います。

(阿部委員) 次に、チェルノブイリのシェルターの基金ですけれども、基金というと何となく出資して返ってくるような気がしますけれども、このお金は返ってこないんですよね。

(田口首席事務官) この基金は新シェルターの建設のために用いられるものです。

(阿部委員) 使い切りのお金。

(田口首席事務官) はい、そうなります。

(阿部委員) そうすると、日本はこれだけ出しますけれども、総額でこれたしか事故の後一旦作ったシェルターがもうだめになって、もう一回また作るというその経費ですね。これは総額どのぐらいかかって、今度の工事はどのぐらい、いつごろまでかかるのでしょうか。

(田口首席事務官) 経費総額は約21億5,200万ユーロと見積もられており、約6億1,500万ユーロの資金不足が判明したところ、EBRD自身も拠出を行うとともに、その余をG7各国等で分担して拠出する方向で調整が進められております。

(阿部委員) 完成はいつごろ、目標は。

(田口首席事務官) 完成は2017年を目標にしていると承知しております。

(阿部委員) 次に、来年度の予算ですけれども、いわゆる分担金が52億、技術協力が12億、これもさっきおっしゃった大体全体の10%ですか、日本の分担は。それで、この円では去年から増えていますけれども、円が安くなったので、これはあれですか、ドルが基本的には横ばいですか、それとも……。

(羽鳥課長) もともとの外貨の場合はほぼ同じでございます。予算はIAEA自身の予算が何か大きく増えたりとかいうことじゃないですけれども、結局我々円建てで予算をお願いしますと、ほぼ同じ金額でも昨年と比較して差が出るということでございます。

(阿部委員) IAEA自身は、今は名目ゼロ成長予算でやっているということですか。

(羽鳥課長) もうゼロと決めたかどうかというのはありますけれども、今全世界的にどうか、こういう国際機関に対する拠出金というのは予算全体を余り増やさないようにしようという流れでございますので、IAEAの予算そのものは基本的にほとんど増えていないということでございます。

(阿部委員) ありがとうございます。

(岡委員長) 中西先生はいかがでしょう。

(中西委員) どうも御説明ありがとうございました。

一番下の本年度の予算の平和利用のイニシアチブというところですが、チェルノブイリに拠出金などを出すと伺ったのですが、例えば日本で得られた福島関連の情報の発信など、国内の活動発信については含まれるのでしょうか。

(田口首席事務官) 福島第一原発事故を受けた国際的な原子力の安全の強化や汚染水問題に係る I A E A との協力については、過去に別途予算を計上させていただいておりまして、その予算を用いて I A E A と協力を進めている次第でございます。

(中西委員) この外務省の予算では一般予算と特別会計とかあるのでしょうか。全部一般会計になるわけでしょうか。

(田口首席事務官) 基本的には一般会計になります。平成 2 4 年度の一部の予算については特別会計で計上したと記憶しています。

(中西委員) 通常は一般会計と。どうもありがとうございました。

(岡委員長) ありがとうございます。

私のほうもこの I A E A の技術協力基金は I A E A がお使いになるんでしょうけれども、どんなところに大体使われておりますでしょうか。

(田口首席事務官) I A E A の技術協力基金は、原子力安全、核セキュリティ、また、医療分野や農業分野などでも用いられております。

(岡委員長) ありがとうございます。

平和利用イニシアチブは途上国に対する技術協力プロジェクトと書いてございますが、こちらのほうはいかがでしょうか。どんなところが、もう少し説明していただければありがたいんですけども。

(田口首席事務官) I A E A の技術協力基金は義務的拠出金なので、拠出後は I A E A が用途を決定します。平和利用イニシアチブはイヤーマークされた任意拠出金でございますので、日本側が指定したプロジェクトに使われています。例えば、アフリカ地域における家畜診断のためのプロジェクトですとか、途上国におけるがん治療のための研修や専門家派遣の事業、海洋モニタリングに関するキャパシティビルディングの事業等を行ってきております。

(岡委員長) ありがとうございます。

先生方からそのほか御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

それでは、次のヒアリング、事務局から説明をお願いいたします。

(室谷参事官) 次に、環境省の平成27年度原子力関係経費政府予算案等につきまして、環境省大臣官房、正田会計課長から御説明をお願いするとともに、山本廃棄物・リサイクル対策部企画課長、秦水・大気環境局放射性物質汚染対策担当参事官、小平放射性物質汚染対処技術統括官付参事官、柳田水環境課課長補佐、得津環境保健部放射線健康管理担当参事官から適宜御説明をいただくことといたします。

それでは、どうぞよろしく願いいたします。

(正田課長) 環境省でございます。

お手元の資料の中で環境省の原子力関係予算ということで一覧表を用意させていただきましたので、まずは私のほうから全体像を御説明させていただきます。その後御質問等ございましたらお受けしたいと思っております。

資料に沿いまして、順次御説明いたします。

まず、冒頭に書いてございますように、環境省の原子力関係予算として今回まとめましたものは、いずれも東京電力の福島第一原子力発電所事故に伴うものというものでございます。一覧表にしてございますが、最初の三つの事業につきましては、震災からの復旧・復興の基盤になるような事業、対策でございます。個別に申し上げますと、最初にございますのがいわゆる除染事業でございます。国が除染等を実施するというものとあわせまして、公共団体が行う除染への支援でございます。27年度予算案におきましては、4,500億円余を計上しているところでございます。

次にございますのが放射性物質汚染廃棄物処理事業でございます。対策地域内の廃棄物でございますとか指定廃棄物、キロ当たり8,000ベクレル超でございますが、こういった廃棄物に関して国として責任を持って処理を着実に進めるとされてございます。これに要する経費でございます。27年度予算案におきましては1,380億円余を計上してございます。

次にございますのが中間貯蔵施設の整備でございます。これは先般ストックヤードの建設に着工したところでございますが、福島県におきます除染により発生した土壌等、これを中間貯蔵する施設でございます。27年度予算案におきましては758億円余を計上しておるところでございます。26年度で1,000億円余でございますが、建設受け入れが9月になったところでございまして、この概要のところの米印のところに書いてございますが、用地取得を中心といたしまして、450億円程度の繰越し予定と見込んでございまして、来年度の執行可能予算額につきましては、合わせまして1,200億円程度と見込んでいます。

ろでございます。

次に、四つの事業がございます。いずれもモニタリング関係でございますが、政府全体の総合モニタリング計画とそこに組み込んで、環境省としての役割を果たしているものでございます。その一つが一番上でございます自然生態系、野生動植物への放射線の影響について調査を進めるものでございます。予算案におきまして8,300万円計上してございます。

次の三つが水環境の関係でございます。これは更にいろいろ役割分担がございますが、その中で環境省といたしましては、一つは水環境という中で公共用水域、河川や湖沼等がございます。これにつきましての放射性物質濃度等を測定する予算案といたしまして、4億4,000万円余を計上してございます。次にございますのが地下水でございます。こちら予算といたしまして5,100万円となっております。最後の海洋環境でございます。これは沿岸とか沖合とか外洋によりまして、関係機関と役割分担をしておりますが、その中でも環境省がポイントとして観測を行っていく、そのための予算でございます、1億5,000万円余を計上しているところでございます。

次の三つが被災者の健康管理でございますとか不安対策というグループでございます。一番上でございますのが今現在、福島県では国からの交付金で基金を作りまして、県民健康調査というものを実施されてございますが、この前提となりますここに書いてございますような被ばく線量の評価でありますとか放射線の健康影響と、こういった国として進めるべき調査研究を進める予算でございます。11億9,000万円余を計上してございます。その次にございますのが住民の個人被ばく線量の把握事業でございます、除染等が進みまして、避難指示が解除された区域に帰還された方々に個人線量計を配布すると、こういったことを通じまして被ばく線量を把握していく等の取組でございます。4億6,000万円余を計上してございます。

一番下の事業でございますが、放射線被ばくによる健康不安対策事業でございます、住民の方がいろいろ不安を持っておいででございます。情報とかそういったモニタリングの結果につきまして、分かりやすく説明していくと、こういったリスクコミュニケーション等の活動を支援するものでございます。27年度におきましては5億9,400万円余を計上してございます。

裏でございますが、26年度の補正でございます。先日国会のほうで成立しました補正予算におきましては、中間貯蔵施設等に係る交付金といたしまして1,500億円を計上してございます。これは昨年9月に中間貯蔵施設の建設受け入れに際しまして、今後搬入受け入

れまでに五つの事項を前提条件として確認いたしますということが県のほうから申し入れがございました。そのうちの一つでございまして、対策といたしまして自由度の高い交付金というものが示されたところがございます。これを補正予算の中で1,500億円計上させていただきますところがございます。

環境省関係の原子力関係予算につきましては、以上のとおりでございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

それでは、質疑を行います。阿部委員からお願いします。

(阿部委員) 説明ありがとうございます。私、一つは基本的な枠組み、仕組みについて質問させていただきたいと思うんですが、この福島事故の結果のいわゆるオフサイトですよ。外のいろんな環境への汚染、その他対策、それから、健康対策については、政府は従来から国が前面に立って取り組むということをおっしゃってきていましたね。それから、同時に事故当初から損害賠償の責任は東電に全部負わせると、事業者に負わせるという原則を貫くということできたんじゃないかと思うんですが、これ経費はこういうものは国が出しますけれども、後でこれは東電に請求するのでしょうか。

(秦参事官) おっしゃるとおりでございます。東電に対して費用を請求していくということになります。

(阿部委員) それで、例えば除染のために作業員を雇ってお金を払ったと、貯蔵するための場所を作ったと、あるいは健康ということで例えば私はどうもあのときの放射線の影響で何とかの病気になったらしいと、治療費がかかったと。これは払う、これはすぐ賠償だという感じがしますがけれども、同時にこういうふうに国が一旦払って東電に請求するとなると、早い話がこれだけの行政事務をこなすためには国に環境省も随分いろんなそのための経費、人員を使っていますし、そういういわゆるアドミコスト、オーバーヘッドコストというのはこれも東電に請求するんですか、それともそれはもう国が前面でやると言ったんだから自分で払っていくのでしょうか。

(秦参事官) 人件費のところについては、それはもう国の中でやるという整理としています。

(阿部委員) それから、一部は自治体に交付という形で自治体にやってもらうと。そうすると、自治体も県、市町村が自分でやっている、その間の行政経費はどうしても地方自治体の負担になってしまうと、こういうことですか。

(秦参事官) 同様でございます。

(阿部委員) それから、せこい話ですけれども、当然ながら国が前払をして、後で東電に払い

戻してもらおうということは金利がかかりますけれども、金利も請求しておられるんですか。

(傍聴席より発言する者あり)

(阿部委員) 最初の3項目は主に除染ということですが、場合によっては東電に請求したときにうちならそこまでやりませんと、何ミリシーベルトまで。あるいはうちならもっと安い方法でやりますというようなことで支払いを渋るというようなことは実際あるのでしょうか。

(秦参事官) 我々としては除染の方法というのをかなり様式化しておりまして、除染実施のガイドラインという、現場で使えるようなメソッドを出しておりますので、これに基づいて行われる除染については、基本的には東電から支払われるものと思っております。

(阿部委員) それから、次の4項目は環境のモニタリングということでこれは非常に大事なことだと思いますが、これはある意味では直接対策としてかかる経費じゃなくて、どういう状態にあるか調べて、どういうふうにやればいいのかということで、ある意味では間接的な作業になるわけですが、これもやっぱり東電に全部経費は請求するんですか。それとも、そこはむしろ国が自主的に状況を調べるというのをやっていることなので、国が負担するというのでしょうか。

(正田課長) ちょっと不正確だったらまた御指摘いただければと思うんですけど、求償する経費といたしましては、放射性物質汚染対処特措法に基づいて行ったものでございます。この一覧表に書いてあるもののうち、上の三つでございます。除染事業、その下の廃棄物処理、さらに中間貯蔵施設と、この3点につきまして求償するとされています。結構時間がかかるかもしれませんが、徐々に整理はついてきていますので、できるだけ円滑に進むように関係府省で今努力をしているところでございます。

(阿部委員) 同じことが健康関係についても言えるかもしれませんが、こういう病気になったと、治療費がどうかというときには、これは賠償だということになるかもしれませんが、どうもこういうモニタリングでざっと今も県民の甲状腺の被ばく量とか調べていますけれども、あれはざっと調べているだけで、そういうものは治療にかかっている経費じゃないわけですが、そういうものも東電に請求するのでしょうか。

(得津参事官) 恐らく因果関係があるものは多分賠償の範囲になるかと思えますけれども、それ以外のものについては状況に応じてということになるかと思えます。通常的生活をしていても住民の健康管理というのは環境省の所管ではないんですけれども、既存の制度があるわけでございます。そういうところとのデマケとかいろいろあるかと思えますので、そういう

ことを勘案して考えるということになるかと思えます。

(阿部委員) 私は別にそういうことは必要ないということをお願いしているんじゃないかと、まさに直接的な対策経費もありますけれども、同時に実際どうなっているんだと調べることもあるいはそれについて、そういうところのいろいろ精神的不安とか何かに応えるということ、いわばカウンセリングみたいなものということが非常に大事なので、やっていただきたいと思えますけれども、それは、ある意味では国、地方自治体が負担してやっていると、こういうことではございますね。したがって、よく事故の結果、東電には10兆円とか11兆円とか損害賠償金がかかるんだということを言いますが、実際には恐らくそれを上回るものを国、地方自治体などが負担してやっていると、こういうのが実情でございましょうか。

(正田課長) 申しわけありません、総額については正直分かりません。例えば特措法に基づく事業につきましては、これからも求償に取り組んでいくものでございますし、今御説明いたしました個別、個別の事案があれば、それはそれとして損害賠償は発生すると思えます。そういう意味で、全体としてということだと、我々では把握できてございませぬ。御理解いただければと思えます。

(阿部委員) ありがとうございます。

(岡委員長) 中西先生、いかがでしょうか。

(中西委員) どうも御説明ありがとうございました。一番上の三つは一般会計ではなく特別会計と考えてよろしいのでしょうか。

(正田課長) 東日本の復興特会。

(中西委員) 復興特会ですね。そしてその残りが一般会計になるわけですか。

(正田課長) 次のモニタリング関係も27年度予算までやっておりますが、将来のものは別といたしまして、復興特会のほうで対応してございます。また、健康不安対策等につきましては、これはエネルギー特会の電源促進勘定のほうで入っております。

(中西委員) 全て特会のほうですか。そうですか。三つのカテゴリーに分けられているのですが、一番上の三項目は増えているのですが、モニタリング関係の予算が減っていますよね。特に一番下の四つのモニタリングの中で、海洋環境モニタリングというのは4分の3とかなり減っているのですが、これが非常に減ったというのはどういうことなのでしょう。

(柳田課長補佐) モニタリングにつきましては、常に検出状況などを踏まえ、あとは分析の単価とかも結構変わって来たりしています。また、この海洋のモニタリングにつきましては、放射性物質だけではなくて有害物質もあわせてやっておりますので、そのあたりの費用が変

わったりしてきておりまして、そういったところを見直して費用が少し減ということになっております。

(中西委員) 実態がそんなに変わったわけではなくて、単価が安くなったということですか。分かりました。

それからあと、モニタリングをいろいろされていますので、除染の仕方とか除染の方法などにどうお金をかけのるかということが気になります。せっかく何億円もかけてモニタリングしているわけですから、その結果を除染法にフィードバックはされているのでしょうか。

(秦参事官) 具体的にフィードバックできるかどうかというのは、ちょっとまた難しい面もございませけれども、我々除染した後に必ず事後モニタリングというのをやりますけれども、それによれば確実に下がっていると。なおかつ基本的には下がった効果は維持されているということが分かっております。

(中西委員) 確実に下がっているということは分かるのですが、モニタリングをしていきますと、除染のやり方にしましても、もう少し安価な方法や、もう少し効果的な方法について判るかとも思います。そういう知見は適宜柔軟に取り入れられているわけですよ。

(秦参事官) おっしゃるとおり、できるだけ最新の知見を用いながら、それを除染の手法等に反映させていくと。そういう意味では、新しい技術開発とかその辺も取り組んでいるところでございます。

(中西委員) どうもありがとうございました。

(岡委員長) ありがとうございました。

私から御質問させていただきます。

一つは除染、中間貯蔵は大変重要で、御苦勞も要することだと思うんですけども、今のやり方を行政として選択されておられる理由がございましたら、天地返しがいいんじゃないかとか世間ではいろんな御意見があると思うので、御説明いただくとありがたいんですけども。

(秦参事官) 線量の低減効果等いろんな手法で調べてみた上で総合的に判断しているんですけども、実際には地元で除染をやらせていただく際にいろいろ御説明をしてやるということになるんですけども、やはりはぎ取って持って行ってほしいと、別の場所に移してほしい、こういった声が特に福島の場合非常に強かったというのがございます。そういったところも踏まえて今のやり方でやっているということを御理解いただければと思います。

(岡委員長) ありがとうございます。

それから、海洋環境については何か分担でなされているということですので、どういう形で分担されているかを教えていただけるとありがたいんですけども、環境省さん、それから、それ以外のところ。

(柳田課長補佐) モニタリングの取りまとめは原子力規制庁のほうでやっておりますけれども、そのほか環境省や国土交通省、水産庁、海上保安庁、あとは福島県や東京電力など、そういった方々が連携して取り組んでおります。それぞれの主体が何地点か測定するというので、それらを取りまとめて公表するという形になっております。

(岡委員長) ありがとうございます。

もう一つ最後の交付金なんですけれども、地元がお使いになるお金なんですけれども、どんな形でどんなふうに使われているか。地元にとっては風評被害とかいろいろ気になることもいっぱいあると思うんですけども、御存じの範囲で少し説明していただければありがたいんですけども。

(小平参事官) この交付金の事業名が資料に書かれていますが、正確に言うと、中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金という名称を予定しております。中間貯蔵施設が立地すること、それから、それが管理運営されること、そこに大量の土壌等を運んでくることになりますので、それに伴っていろんな影響が生じるであろうということを想定しています。そういったものを緩和するための生活再建、地域振興に関わる幅広い事業に使えるものとして制度設計しようと考えているものでございます。

地域にとりましては、よく言われるんですけども、大変な迷惑施設であると言われるわけでありまして、通常であれば生活再建、地域の再建は非常に難しいということもあるようなところに対して、国としてもできるだけの支援はしようと考えてございます。ただ一方で、国のお金を使っていただくということになりますので、一定のチェックは必要だろうと。チェックといいますと、またなかなか地元の関係では非常に微妙なものがあるんですけども、どういうふうにするのかというのを出していただいて、それについてこちらとしても適宜アドバイスなり何なりをして、変な使い方にならないように、使い方によっては、不適切になる可能性もありますので、それについては我々と地元とよく相談をさせていただいて、いい使い方をしていくようにということの仕組みを作ろうというふうを考えてございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

先生方から御質問ございますか。どうぞ。

(阿部委員) ちょっと一つだけ追加で質問させていただきたいです。御存じでしたらばという

ことですけれども、最近、アメリカで米海軍の船員が福島の方策で来たときに放射能を浴びたと。健康被害が出ているというので、連邦地裁で訴訟を始めたという記事を見たんですけども、陸地の放射能汚染はかなりいろんなところで調べてデータはあるんですけども、ああいうアメリカ空母部隊があそこにいたわけですけれども、海のほうに流れたもの、しかも、最初はこれですから、恐らくヨウ素の影響が大きいんだと思うんですけども、そういったところのデータは日本政府、日本のほうは持っているんでしょうかね。あるいは持っているとしたら、どこが持っているんでしょうか。

恐らく訴訟の対象は東電及びアメリカ海軍が相手だと思うんですけども、分からないですか。それもちょっと誰がその辺を調べているのか。恐らく船のほうでモニタリングはしたんだと思います。分かりました。ありがとうございました。

(岡委員長) そのほかございますでしょうか。よろしいでしょうか。

どうもお忙しいところ、ありがとうございました。

それでは、次のヒアリング、事務局から御説明をお願いいたします。

(室谷参事官) 次に内閣府原子力防災担当及び原子力規制庁の平成27年度原子力関係経費政府予算案等につきまして、原子力規制庁、布田参事官補佐、そして、内閣府原子力防災担当の森下参事官から御説明をお願いいたします。よろしくお願ひします。

(布田参事官補佐) それでは、原子力規制庁です。今日は内閣府防災とあわせまして、1-3から1-5まで資料を三つ御用意させていただいております。

まず、原子力規制庁から1-3と1-4を用いまして……失礼いたしました。1-4から1-6が原子力防災と原子力規制関係の資料でございますが、まずは原子力規制庁から1-4と1-5を用いまして補正予算と、あと27年度予算につきまして御説明させていただきまして、その後原子力防災の関係につきまして内閣府から御説明させていただきたいというふうに考えております。

まずは1-4の補正予算の関係でございます。原子力規制委員会につきましては、平成24年9月に発足いたしまして、原子力施設に対する規制を実施するとともに、規制基準の整備、それと安全確保に向けた技術、規制、人材の確保、それとモニタリング体制の整備、防災指針の改善等々に取り組んでいるところでございます。今回要求いたしました補正予算と当初予算につきましては、この取組を加速するという観点で要求しているというものでございます。

まず、1-4の補正予算でございます。原子力規制庁分でございますが、二つ柱がござい

まして、まず防災関係モニタリング対策と2ポツが人材育成関係でございます。1ポツの(1)は内閣府から後ほど御説明させていただきますが、(2)の実効性のある緊急時モニタリングということで12億計上してございます。これにつきましては、原子力規制委員会でモニタリング対策官事務所というものを原子力施設の立地県に整備しておるところですけれども、その緊急時モニタリング体制構築のための資機材の整備、それと緊急時モニタリングの活動の拠点に必要な通信資機材の整備を図るために12億円計上しているというものでございます。

次に、2ポツが原子力規制人材育成の強化ということで、研修用プラントシミュレータの整備ということで15.8億円計上してございます。これは原子力安全規制に関わる人材ということで、規制庁の職員の専門能力の向上を図るということで、これまで民間のプラントシミュレータに職員を派遣して研修を実施しておったんですけれども、それと併せて自前のプラントシミュレータを整備いたしまして、専門能力の向上を図りたいということで、およそ5年かけて整備を進めていきたいというふうに考えてございます。

以上が補正予算でございます。

続きまして、資料1-5でございます。平成27年度原子力規制・防災対策の重点ということで、1枚めくっていただきまして、1ページ目に予算の全体概要が載っておりますが、合計といたしまして、平成27年度予算につきましては、規制委員会、内閣府合わせまして713億ということになってございます。これに先ほど御説明いたしました26年度の補正予算118億円でございますけれども、これを合わせまして約831億円というのが全体の予算となっております。

1枚めくっていただきまして、2ページ目でございます。

では、具体的にどのようなものに要求しているかということでございますが、四つの柱で要求しております。まず一つ目が原子力規制の継続的改善ということで、これは昨年3月に規制委員会に旧原子力安全基盤機構(JNES)が統合いたしましたけれども、その旧JNESが実施していた安全研究でございます。具体的には現在、新規制基準に基づきまして適合性審査を進めておりますけれども、この規制基準の不断の改善に取り組んでいくという観点から、シビアアクシデント対策、地震・津波対策、火山に関する新しい知見の収集のための研究を着実に実施するということと、あとは東京電力福島第一原子力発電所の燃料デブリというのが将来的に取り出されるという計画になってございますけれども、その臨界管理ですとか廃棄物管理に関連した安全研究を実施するというところでございます。

主な予算措置といたしまして、以下四つ書いておりますけれども、シビアアクシデントで約10.5億、火山の関係で2.6億、あと燃料デブリの臨界管理に関して7.5億、あとは東京電力福島第一の廃棄物管理に係る技術基盤整備ということで約3.9億という予算になってございます。

続きまして、2ポツが原子力防災対策、放射線モニタリング体制の充実・強化という部分ですけれども、原子力防災につきましては、規制委員会が原子力災害対策指針を策定いたしまして、この指針に基づきまして原子力防災対策を実施するという事になってございます。立地自治体が行う原子力防災対策の支援につきましては、内閣府が支援をいたしまして、規制委員会のほうでも放射線モニタリング対策を実施しているというものでございます。あとは東日本大震災からの復旧・復興に資する観点から、今後避難指示解除区域に帰還が本格化することがございますけれども、住民のニーズを踏まえた環境放射線モニタリングを実施するための予算を計上してございます。

3ページ目に主な予算措置が書いてございますが、内閣府の事業は後ほど御説明があると思いますけれども、立地道府県における原子力施設のモニタリングに係る費用ということで約72億、あと先ほど御説明いたしました福島県の立地自治体を対象にしたモニタリングの関連交付金ということで9.2億円計上してございます。

続きまして、3ポツの原子力規制人材育成の強化ということですが、これにつきましては、昨年6月に規制委員会におきまして人材育成の基本方針というものを策定いたしまして、現在職員の人材育成の抜本強化に向けた取組を実施しているということで、具体的には補正でプラントシミュレータを整備いたしますけれども、その研修用の研修プログラムの整備ですとか、あるいは研修内容の開発等々に取り組むということで1.6億円計上しているというものでございます。

最後4ページ目でございます。四つ目の柱の4ポツ、国際連携、保障措置の着実な実施ということで、規制委員会におきましては、国際原子力機関 IAEA ですとか、あるいは OECD/NEA とかの国際機関との連携を進めているということですが、来年度以降も特別拠出金の拠出等を通じて、しっかり事業に取り組んでいきたいということと、あと保障措置につきましては、引き続きしっかり取り組むということで、それぞれ国際機関への拠出金で5.6億円、あと保障措置の実施に必要な経費ということで32億円計上しているというものでございます。

原子力規制庁からは以上です。

(森下参事官) 続きまして、内閣府のほうから説明させていただきます。内閣府の原子力防災担当の森下と申します。よろしくお願いいたします。

事前に予算を含めた原子力防災の全体像について説明してほしいという御依頼を受けておりましたので、予算の関係資料の1-4、1-5の概要も含めた資料1-6、原子力防災対策の現状と課題、この資料と、それから具体的にどんな避難計画を作ってきたのかということで、川内地域で鹿児島県と一緒にまとめた避難計画を資料1-7で用意してまいりましたので、その1-6と1-7で説明をさせていただきたいと思います。

それでは、まず1-6の1枚めくっていただきまして、資料の2ページになりますけれども、我々の内閣府の原子力防災ですけれども、去年の10月に発足した新しい組織でございます。ここに体制が書いておりますけれども、特命大臣の望月大臣以下、環境大臣と兼務されておりますけれども、四角の囲うところがありますけれども、内閣府の隣の建物でございますけれども、政策統括官、審議官以下、参事官、私を含めて2枚、その下に職員全員で約50人という体制で活動しております。

それから、次の3ページでございますけれども、具体的にどんな業務をしているのかということについて大きく三つの柱で仕事をしております。3ページでございます。

一つ目が自治体を作る地域防災計画・避難計画の充実化の支援ということでございます。これにつきましては、一昨年9月に総理が議長を務められておられます原子力防災会議で自治体の避難計画の策定に関係省庁が全面的に取り組む方針というのを決定したことを受けて、取組を行っておるというところでございます。実際は原子力発電所がある13の地域ごとに13のワーキングチームを設置して、その中のメンバーとして関係省庁、それから、自治体が入る形で計画の策定、充実化に取り組んでいるという状況でございます。

5ページにその参考資料ということで、原子力防災会議の組織というのをちょっとつけておりますので、御覧いただけますでしょうか。5ページでございます。

この原子力防災会議は、福島の事故後設置されたものでございまして、平時に防災について準備をする組織がなかったということで、今申し上げました総理を議長にして、関係の大臣等が入りまして準備を行うというためにつくられたものでございます。その事務局を我々がやっているというところでございます。

それから、先ほど申し上げました一昨年9月の方針でございますけれども、右側でございますけれども、2ポツの今後の対応の(1)というところになりますけれども、地域ごとに課題を解決するためのワーキングチームを設置して、関係省庁とともに自治体の地域防災計

画の充実化を支援するという方針が決まったものを受けてやっておるところでございます。

7ページ、その次の参考の表があると思いますけれども、地域防災計画、避難計画の策定状況ということで、現在この2月時点でございますけれども、左側13の地域、発電所のある泊とかそういう地域ごとに対象の市町村がこの避難計画を作らなければいけない市町村の数を書いておりますけれども、現在避難計画の策定数というのが下のほうにありますけれども、12地域の合計122のうち83の地域でできているという状況でございます。これは平成25年の取組を開始したときには、避難計画ができていたのは玄海地域のみで1地域だけでございましたけれども、現在は8地域まで避難計画の整備が進んでいるというところでございます。

若干補足しますと、まだゼロというところがあるかと思っておりますけれども、女川地域は御承知のとおり復興で町自体が再建をしている途上なので、まだ取組がおこなわれている。それから、東海地域とか浜岡地域は非常に30キロ圏内にいらっしゃる人数が多い、100万人近くおられまして、そういう方々のまず今、避難先をどこに確保するのかというところが取り組んでいる状況で、まだこれから時間がかかるというところがございます。柏崎につきましては、右側にありますけれども、県が広域の避難計画を策定しましたので、順次今後進んでいくかと思っております。今はそのような状況でございます。

それから、ちょっとまた3ページに戻っていただきまして、予算でございますが、3ページ目の2ポツ目、関係道府県への財政的援助ということで、先ほど申し上げました地域の防災計画を実現するために必要となる予算を内閣府として支援しております。上のほうにあるひし形のところ、緊急時安全対策交付金とありますけれども、これはエネルギー特会でやっております。平成27年度予算案は122億でございますけれども、自治体が整備をする防災資機材、安定ヨウ素剤であるとか線量計であるとか、そういうものの購入あるいは防災訓練をするための予算とかそういったものを様々支援するためのものがございます。

それから、2番目のひし形は施設整備費補助金と書いてありますけれども、こちらのほうは補正でやっております、一般会計でやっておりますけれども、26年度補正予算としては90億円ということで成立させていただきました。これは後ほど川内地域の緊急時対応、避難計画で説明いたしますけれども、避難のときに最も弱い要援護者、病院に入っておられる方々とか老人ホームにいらっしゃるような方々、移動できない方々、移動すると危ない方々がいらっしゃいますので、そういう施設の放射線防護をやるというためのものがございます。25年度200億と書いておりますし、24年度111億と書いておりますけれども、

これまで補正という形で3年間にわたってやってきているものでございます。

それから、3番目が日ごろの訓練ということで原子力総合防災訓練でございまして、法律に基づきまして原子力緊急事態を想定した訓練を国、地方自治体、電力事業者が合同で実施しております。今年度は昨年11月に北陸電力の志賀原発で原子力災害が起きるという想定で、総理にも参加していただいて訓練をしたところでございます。

それから、4ページでございまして、実際の支援体制ということでございまして、こちらに全体の枠組みを書いておりますけれども、一番下に県、市町村が災害対策基本法に基づきまして、地域の防災計画を作ることになっておりますけれども、それを左側の上二つございまして、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針、ここに5キロとか30キロとか、どういうふうな防護措置をとらなければいけないかという基本的なものが書かれております。

それから、中央防災会議が定める防災基本計画、これはほかの災害にも一般に共通するところもございまして、この二つに従って自治体が計画を作ることになっております。実際は原子力に対しての対応でかなり技術的に難しいところもございまして、右側にありますけれども、内閣府が中心になりましてワーキングチームを設置して、関係省庁と一緒に支援をしています。予算措置もしてまいりましたし、計画策定のいろんな技術的事項とかマニュアルも提示するというのをやってきております。その取組状況は右側にありますけれども、原子力防災会議でどのような進捗になっているかというのを適宜フォローアップするというやり方で進めております。これが全体像でございます。

それから、ちょっと飛んでいただきまして、7ページ、8ページはもし事故が起きたときの体制ということで書いております。原子力災害時の体制ということで、これは原子力災害対策本部が原子力緊急事態宣言を総理が宣言されたときに設置されますけれども、本部長を総理大臣、それから、副本部長に原子力規制委員長、それから、内閣府の特命担当大臣等が参加いたしまして災害対応をするということになっております。ここの事務局を内閣府の政策統括官、私のところがやるということになっております。

それから、8ページは実際の事故に備えた危機管理体制ということで、大きく三つの場所で活動することになっております。東京のほうでは官邸に対策本部と事務局が置かれます。それから、原子力規制庁のほうに緊急時対応センター、ERCが置いてありまして、そこに規制庁、内閣府、それから、関係省庁の職員が集まって情報収集等の活動をするということになっております。それから、現地の対策本部が置かれますので、基本は副大臣あるいは場

合によっては政務官が現地に派遣をされ、現地のオフサイトセンターのほうで自治体とともに避難等対策の対応をします。それから、原子力発電所の現場、それから、事業所の本店のほうにもこれは原子力規制庁の職員が行くことになっておりますけれども、事業者の関係の対応をするということになっております。

以上が全体象でございますけれども、続きまして、資料1-7になりますけれども、ちょっと分厚いパワーポイントの青い上側についておりますけれども、昨年9月に地域ごとに活動してまいりましたけれども、鹿児島県の川内地域の避難計画について、全国に先駆けて取りまとめができましたので、それを持ってきております。大部ですのでポイントだけ説明させていただきますけれども、めくっていただきまして4ページでございます。鹿児島県の場合は、原子力規制委員会が定めたPAZ、これはおおむね5キロ、それから、UPZがおおむね30キロというところで、この30キロ圏内に入る自治体が事前に防災の準備をする区域ということになっております。5キロ圏内には、この地域は薩摩川内市が1市で約5,000人、それから、UPZ30キロ圏内には右側にありますけれども、7市2町で約21万人という状況でございます。

それで、少し飛びますが、8ページをめくっていただきまして、もし事故が起きた場合の措置でございますけれども、5キロ圏内につきましては、まずは大地震とか震度6以上と決めていますけれども、そういう場合は警戒事態というふうにしていまして、もう準備作業を関係自治体とか省庁が始めるということになっております。それから、実際に発電所、原発で故障とか事故が起きまして、電気が全部なくなった段階でまずは赤字、上に書いてありますけれども、先ほどの要援護者の方々の避難を放射性物質が出る前から開始するという手はずにしています。それから、更に悪化をして右側になりますけれども、冷却機能も発電所でなくなったということになりましたら、5キロ圏内の一般の住民の方も避難を開始する、それから、5キロから30キロ圏内にまず屋内退避を指示するというふうになっております。

以上のような考えでより具体的に見ていただきまして、まず10ページでございますけれども、先ほどの大地震等が起きましたら、この鹿児島県ではここに書いてあります関係市町村がすぐに対策本部を設置して、先ほどの要援護者の方々の避難準備を開始するというふうになっております。それから、13ページでございますが、この活動拠点、オフサイトセンターに関係者が集まると申しあげましたけれども、薩摩川内市の場合は発電所から約10キロのところにオフサイトセンターを設けておりまして、ここには上に書いてありますけれども、放射線防護対策工事を施しております。あと、非常用発電機もありますけれども、その

増設は今年の3月目途で今作業をやっているという状況、それから、右下に代替オフサイトセンターとありますけれども、この10キロの拠点がもし使えなくなった場合は、更に遠いところに2か所ほど代替のオフサイトセンターを設けているという状況です。

それから、15ページでございますけれども、薩摩川内市の方々への情報伝達につきましては、右下にありますけれども、各御家庭に防災行政無線を配っておりまして、御家庭に無線で届くというふうになっております。

それから、19ページになりますけれども、自治体の対応でございますけれども、先ほどの準備段階に入りましたら、薩摩川内市は職員を直ちに所定の場所に派遣するという手はずになっておりまして、次の20ページでございますけれども、その拠点で市の災害対策本部とIP無線で連絡をとりながら対応を進めます。それから、21ページからは先ほどの社会的に弱い立場にある方々の対応になりますけれども、5キロ圏内に七つほど病院や老人ホームがありますけれども、全て避難先はもう決めてあるということ、それから、23ページになりますけれども、動かすとかえって健康を害されるような方々につきましては、無理に長距離の移動はせず、ここに書いてあります先ほどの放射線防護施設、内閣府が補助しておりますが、この近くのところに入っていただくという形になっております。

それから、25ページからになりますけれども、実際に薩摩川内市の方々が移動するとなった場合、先ほどの要援護者の方々が何人いるかということも戸別訪問で把握されております。約2,000人ということで、そうなると、どういう車両が要るかということ、バスに乗れない方もいらっしゃる。車椅子がいい方、それから、寝たきりの方とかそういう方々を自治体のほうで一人一人把握して、必要な台数を計算しています。26ページになりますけれども、実際計画づくりをするときにバスが足りませんでした。最後は九州電力から足りない車両を拠出するというので計画上は必要な台数がそろうということになりました。

28ページは5キロ圏内の薩摩川内市の一般の方々が避難するようになった場合でございますけれども、これもあらかじめ避難場所は決めてあります。鹿児島市の四つの場所に行くことになっております。

それから、29ページですけれども、車のない方もいるということで、これも自治体のほうで戸別訪問をして、この地域に816人車がない方がいるということも把握をして、その上で32ページになりますけれども、必要な車両、バスの台数をその人数から計算しまして、また車両が足りなかったので、九州電力がそれを追加で出すということで計画を充足させました。

33ページは、実際に逃げるときの経路もあらかじめ複数経路設定しております。33ページから4ページぐらい続くものがその実際の避難経路を図示したものでございます。一つの経路がだめになっても、複数考えてあります。それから、37ページからは警察が渋滞のときには協力をするというので、これもあらかじめ混雑するところを抽出してありますので、ここに警官が立つというようなことも決めています。それから、40ページになりますけれども、道路が崩れる場合もあるだろうということで、これはまず県の土木がその復旧をするというような計画になっております。

以上が5キロ圏内の避難でございますけれども、次に41ページ以降はUPZの5キロから30キロの避難についてになります。

42ページにその基本的な考え方が書いてあります。この地域は先ほど申し上げたように、まず屋内退避を原子力規制委員会が指示するというようになっておりますので、その後放射性物質の緊急時モニタリングをして、一定値以上が出た区域が1週間以内に一時移転をするという計画になっております。43ページに各市ごとに詳細は書いておりませんが、どの自治体のどの施設に行くということまで決まっております。

それから、45ページからは病院、老人ホームの話でございますけれども、鹿児島県の場合は、10キロ圏までは10施設ございますけれども、行き場所を予め決めております。それから、46ページからは10よりキロ先については非常に施設数が多くなりますけれども、あらかじめ行き先を決めるのではなくて、候補の施設を倍以上挙げておいて、事故のときに臨機応変に最適な場所を探すという計画を立案いたしました。これが要援護者の方の対応でございます。

それから、52ページが30キロ圏内の方々の移動のときの輸送能力の確保ということで、鹿児島県だけでもやはり足りなくなるということが想定されるということで、県内約2,000台ありますけれども、隣接県の熊本と宮崎から応援協定を結んで、更に1,000台を確保しています。それでも足りない場合は国交省が協力をして、更に広域でバスを手配するという計画にしております。

以上がUPZの考え方でございますけれども、あと65ページ以降は原子力災害モニタリングとかそういうものの対応についてまとめております。国が主体になりますけれども、万が一の事態になりましたら、国が緊急時のモニタリングセンターを立ち上げます。鹿児島県の場合は、先ほど申し上げましたオフサイトセンターにそれを設けるということになっております。

それから、69ページでございますけれども、自治体のほうでは先ほどの一定の値以上が

出たら、その区域を指定して移転ということになります。あらかじめどのモニタリングポストの値が出たら、どの区域の人が対象となるかという地図を決めています、マッピングをしています。ですから、モニタリングの計測値ができれば迅速に判断ができるという体制を整えております。

それから、73ページからは安定ヨウ素剤の事前配布、鹿児島県薩摩川内市では、現在もやっておりますけれども、5キロ圏内の方への安定ヨウ素剤の事前配布というのを随時実施しています。それから、最後になりますけれども、それでも計画どおりいかない場合があるという場合について79ページ以降、これはもう国の実働組織が最後は出ます、自衛隊、警察、消防、海上保安庁がこのエリアでは図に示す部隊が関係する組織になりますけれども、83ページに書いてあるようないろんな支援活動、救助活動をやるというふうなことをコミットしています。これを各地域ごとにまとめるという作業を今やっております。

以上です。

(岡委員長) ありがとうございます。

それでは、質疑を行います。阿部委員からお願いします。

(阿部委員) ありがとうございます。

福島事故の後、事故というのはどんなことをやっても必ずいつか起こるかもしれないということで、その次の対応を考えることが大事だと。これは畑村事故調の委員長もおっしゃっていることですが、そういう観点から私も非常にこの防災には関心がありまして、勉強したいなと思っていたので大変ありがとうございます。

基本的な問題ですけれども、防災についても国が前面に出てできるだけ対応すると言っていますけれども、基本的な枠組みは、私が理解するところは、実際の対応は地方自治体が行うということで、今日御説明いただいた国がやっていることのいろんなことは、ある意味では周辺的なことですね。どういうふうに対応したらいいのかという方法を研究するあるいはデータを集めるとか避難計画を作るとか。しかしながら、そういうものも全部宿題は自治体に落ちていくわけで、そうすると、そのために堅牢な建物を作って気密性を高めるとか、あるいは避難用の自動車を用意するとか全てお金がかかりますね。ここに交付金と、それから補助金があると言っていますけれども、13か所あってこの金額を見ると、13で割るとそれほど大した額じゃないですね。

例えば、病院とか体育館とか施設をそもそもそういったときにはまず地震が来るかもしれないので、耐震性を持った建物を作って、それにしかも気密性を持たせるというようなこと

になると、かなりものをやるときにはお金がかかる、あるいは避難計画を作ったけれども、どうしてもこのトンネルが狭いし、そこにしか逃げ道がないとなると、新しいトンネルを作ってほしいとかいろんな必要が出てくるかもしれませんが、そういったものに見合うためには、とてもこの経費は足りないような気がするんですけども、そこで交付金が出ますね。それから、補助金が出ますが、補助金が出るということは、逆に残りの部分は自治体が出さなきゃいけないわけですね。

(森下参事官) いえ、10分の10補助です。

(阿部委員) 10分の10、そうですか。ということであると。

交付金は、一部はエネルギー特別会計から出てくるということは、つまり電力会社あるいは原子力発電の関係の経費から出てくるので、いわば原子力要らん派の人たちは政府はいろんな形で影に援助しているじゃないかと、その経費は実は原子力発電のコストに入っていないというようなことで批判がありますけれども、そういう意味で言うと、その部分は原子力のコストにオンされているということなんですかね。だから、補助金とかこのいろんなその他の全部の防災の事業、事前に使う経費は、ある意味では東電とか電力会社に請求するわけじゃないので、そこは、そういう意味においては政府がかぶっているという考え方でよろしいのでしょうか。

(森下参事官) 電力会社に請求をするわけではありませんので、これは全部国民の税金という形になっております。

あと、それから、確かに委員おっしゃるように法律上、自治体が自分の地域の防災計画を作る、最後は基礎的自治体で作ることになっておりますけれども、避難経路一つ考えるのも、やっぱりどの道がいいのかという話があり、最後は、これでは道がもう少し逃げるほかの道が要るんじゃないとか話をしたら、市のほうで林道を探してきました。こういうことは東京ではできません。やはり地元のことを一番知っている、実情を知っている自治体で作るとというのが住民の方々にとって最もいい、避難経路をとってもそうです、そういうことだと思って自分は取り組んできております。

ただし、自治体だけではやはりその道路が崩れた場合はどうするのか、自治体でも対応するが、限界が来たら助けてくれるのかということやはりありましたので、それはちゃんと国が防衛省とかがここで対応をやってくれるんだよねというのを自治体の前でコミットしました。それをまとめたのがこの川内の計画なんですけれども、自治体だけでも完結しない国が役割を担うところもあると、そういう基本的な考え方で一緒に作っているという状況で

ございます。

それから、放射線防護の予算が先ほど額が少ないんじゃないか、足りないんじゃないかという話がありましたけれども、今まで2年間やってきまして、約150か所全国で整備してまいりました。平均すると、約2億円ぐらいの規模になりますけれども、それでおっしゃるとおり、病院全体を防護化するとかではなくて、病院の中でもバスを用意したらバスに乗って逃げられるという方々もおられます、そういう方々はそれで避難したほうがいい。ですけれども、動かすとどうしても危ない人たちがいらっしゃる。その方が何人いるのかというのをこれもやっぱり自治体が人数を把握されまして、その分の定員に見合う部分の区画を確保する形でやっています。

それから、全地域が同じようなペースで進んでいるわけじゃありませんで、まだ計画づくりが進んでいないところもあります。そういうところはこれから出てくるというふうに思います。今日御紹介した薩摩川内市の場合は、5キロ圏内にある全ての要援護者の方々のニーズを把握されて、その方々が十分入るだけの定数のシェルターは薩摩川内市ではもうできています。次は5キロから10キロに広げようかということで、今年度補正がつきましたので、それでももう少し大事な病院とかそういうのへもう少し広げていこうというような、計画的に自治体も継続的な取組をやっているというのが状況でございます。

(阿部委員) 基本的には、コスト的にいざというときは逃げたほうが安いんでしょうね。そうではなくて、かなりの数の人を全部屋内退避すると、しかも、その建物も全部耐震性などを持たせて気密性も持たせるとなると、相当なコストがかかりますからね。ただし、問題は静岡県浜岡とか周辺人口が非常に多いところは、とても避難はできないと。そうなると、むしろ屋内退避をかなりの人にしてもらったほうが避難の負担を減らすためにはいいんだということになると、かなりこれまたそっちのほうのお金がかかることになります。基本哲学としては、どっちで進めることを考えておられるんですか。

(森下参事官) これも原子力規制委員会のほうで考え方を示していただいていますので、まず、距離の近いところ、原発に近いところは放射線の高リスクがあるので、こちらのほうは基本的に避難を基本としています。ですけれども、委員会が示していますけれども、5キロから先あるいはもうちょっと広げても10キロから先ぐらいになると、基本的には屋内退避が一番有効な手段であると示されていますので、それを自治体の作る防災計画の基本としてやってきております。

それから、茨城県とかの状況なんですけれども、非常に人口が多いので、自分の県の外に

逃げ先を探さなくてはいけない、その県が複数ございまして、それらの県にどれくらいキャパがあるのか、受け入れてくれるのかという調整を今やっているところで、茨城県の住民の方々の行き先をまず確保するのがまだ今日下の課題ということでやっているのがこの地域でございます。鹿児島県は県内でほぼ完結してしまっていて、県内の逃げ先が全部できています。こういうエリアは比較的計画を作りやすいんだと理解しています。

(阿部委員) それから、基本的に地方自治体がやって国が支援するということで心配なのは、非常に事態がひどくなって国全体で対応するといったときには、実際に実働部隊として動員するのは恐らく自衛隊と警察とか消防とかになりますよね。そうすると、最初からそういう人たちを計画づくり、検討に巻き込んでおいて、いざというときにはおたくにこれをやってもらいますと。しかも、そのためには国も必要ですけども、同時にハードウェアもこういう機材、つまり放射線耐性のある機材とかいろんなものが必要だということを考えてもらって、その気になってもらう必要が非常に大事だと思うんですけども、この中央防災会議でいろいろ会議をするときには、そういう実働部隊になるところもちゃんと入ってもらってやっているんでしょうか。

(森下参事官) 原子力防災会議とか中央防災会議には防衛省とか警察庁とかが入ってはおります。ただ、委員がおっしゃったところの本質で大事だなと思うのは、やっぱり現地レベルで実際の現場の地形があるわけですので、現地の関係する実働部隊、防衛省の本省ではなくて、この現地の薩摩川内市とかに置かれている現地の部隊が現地レベルで日ごろからどういうふうに対応しようかということまで巻き込んでいることが大事なのかなと思ってしまっていて、そこはこれから頑張らなければいけないところかなと思っています。非常に大事なところだと思います。

(阿部委員) それから、基本的に日本の防災のシステムは、地方自治体が責任を持って知事が責任を持っていて、例えば自衛隊の派遣にしても災害出動はたしか知事が要請して初めて出てくるわけですね。そうすると、そういう県民の体制になっていると、いざ物すごい事態になったときには、ひょっとすると手おくれになっちゃうのかもしれないし、知事自体がもう場合によっては被害を受けちゃっているかもしれないし、いろんなことがあり得るという意味においては、あらかじめ何らかの基準を作っておいて、これ以上のことになったら、もう自衛隊とか応援に行く可能性のある警察とか消防とかは、もう積極的に体制の準備を始めるあるいはそっちのほうから逆に必要ないのかということを知るとかいうぐらいの体制にしないと僕はいけないんじゃないかという気がしますが、そういうことは考えておら

れるんでしょうか。

(森下参事官) 大事な点だと思ひまして、説明を省いてしまったんですけれども、現地の対策本部には県からも副知事とかに来ていただくような形にしていますし、最初から自治体に入っていて、ここのオフサイトセンターに集まり、一番現地の情報が入るようにしておりますので、そこで実働部隊が必要なかどうかという判断がなされます。県庁から県知事が指示をできる状態であればされますし、もし知事が何らかに対応できない状況になっておられましたら副知事がされるということだと思ひます。

それから、更に県のレベルを超えるような応援が必要な場合は、現地のオフサイトセンターから東京の官邸の本部に連絡をし、総理が広域に実働部隊の派遣を指示する手順にしております。

(阿部委員) いざ事態が非常に深刻になって中央に対策本部を作ると。総理大臣以下、関係大臣が集まってできるんですけれども、早い話がみんなふだんは別の仕事をしていて専門家じゃないですからね。たしか規制委員長と規制庁、あれがそっくりそのまま対策本部に入るといふ今仕組みになっていますね。そうすると、福島のとときの経験からいっても、そこでわっといろんな人が集まったときに、結局最後は原子炉のことが分かっている人、あるいは災害の対策が分かっている人がすぐそこにいて、わっと頼りになることを言ってくれるということが非常に大事なんですけれども、そういう意味でいうと、わっとこの表を見ると、プロは規制委員長だけですよね。こう言っでは何ですけれどもね。それから、規制委員長もふだん安全性とか炉がどういうふうに動くのかということとは恐らく専門家になっておられるけれども、災害が起こった火事場でどうするかということに必ずしも強い人がいつも委員長になっているとは限らないような気がするんですけれども、そういう意味において、火事場のあれを本当にわっとうこうだと言っでやれる人はどなたになるんでしょうね。

(森下参事官) この資料にはちょっと詳細な人の配置を書いていないんですけれども、危機管理のときに委員がどこにいるという情報はあえて出してないんですけれども、委員長だけが官邸へ行くのではなくて、現委員では、更田委員が官邸と一緒に入ることになっております。それから、事故を起こした炉の関係の担当の審議官以下がセットで委員長のそばにいる体制を組んでおります。

(阿部委員) 最後に川内でいろいろやっておられるということで伺いましたが、川内原発の診査結果が規制委員会から発表されて、当時出てきた声は、しかしながら、火山の対策がまだできていないんじゃないかと。万が一休火山か新火山が爆発したらどうするんだという話が

あっているいろいろな心配がかき立てられましたけれども、あの当時聞いたのは、規制委員会はまだ火山の場合の基準はできていないということで、したがって、どういうふうに対応するかというの基本的には火山を予知することによって逃げるから大丈夫なんだと、こういう計画でしたね。あれはまだあのままなんですか。それとも追加的にいろんな対応は考えられているのでしょうか。

(布田参事官補佐) 火山につきましては、規制基準上は原子力発電所から160キロ以内に入っている火山については考慮することになってございまして、川内原発につきましては、それを事業者が評価した結果、火山灰が15センチ降り積もりますと、そういう状態になっても原子力発電所の安全性は確保されるというような評価をしております。更に火砕流の影響が仮に可能性が低くても、限りなくゼロに近くてもきちんとモニタリングすることを事業者のほうに求めているというのが規制基準上の要求になってございます。その観点から川内原発につきましては、九電がしっかりとモニタリングをしていくというような話とか評価とか、体制をとるといふことになっておりますので、それをもって設置許可のほうはなされたということでございます。

(阿部委員) そういうすごいことになって火山灰が15センチ降るとか火砕流が出てくるといふことは、原発もそうですけれども、その周辺の全体がもう大変な被害に遭って、自然災害として大変な状況になっているということですよ。ですから、ある意味ではもうその段階まで行くと、原発だけに構っているわけにいかないということになるのかもしれないけれどもね。その辺は可能性が非常に薄いんだという話も聞きますけれども、私は今後とも考えていかなきゃいけないし、また心配だと言っている方がおられるわけで、そういう方にも丁寧説明して、できれば納得してもらおうということが大事かなと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

(岡委員長) 中西委員、いかがでしょうか。

(中西委員) どうも御説明ありがとうございました。特に川内地域の緊急対応資料、これは作るのが大変だったと思いますが、全国54か所の原発地域でもこういうものを順次作られ、また時々リニューアルされていくのかと思っています。

予算の全体像の1-5について伺いたいと思います。まず、ここには一般会計と、それから特別会計との2種類あるのですが、それぞれの使い道といいますか、どういうことに使うのかということが決まっているのかということです。後に重点項目というのが四つ、重点分野としてございますが、これは夫々どこのお金を使うかが決まっているのか、ということも

含めて一般会計と二つの特別会計の中身がどう違っていくのか教えていただければと思います。

(布田参事官補佐) 一般会計、エネルギー対策特別会計でございますけれども、簡単に言ってしまえばエネルギー対策特別会計につきましては、使用できる予算、事業というのが決まっております。例えばエネルギーの確保に関するものですとか、原子力規制委員会につきましては、規制対策関係の事業に使えるということが法令上定められておまして、そのために使える予算として計上されているものでございます。一般会計につきましては、基本的には何でも使えるというものになってございます。

それで、割振りですけれども、例えば安全研究の予算につきましては、これはまさに規制基準の見直しですとか安全規制に非常に関連が深いということで、これはエネルギー対策特別会計で実施しているというものでございます。あと、2ポツの交付金につきましても、これはエネルギー対策特別会計と、あと東日本大震災復興特別会計で実施しているものということで、あと3ポツの人材育成、これもここに書かれている予算につきましては特別会計で実施しているというものでございます。

あと、4ポツのIAEAの拠出につきましては、これはエネルギー対策特別会計で実施しておるところでございます。最後の保障措置32億ありますけれども、これは一般会計で実施しているというものでございます。

(中西委員) どうもありがとうございました。

そうしますと、重点的に4項目挙げられているものは、ほぼ全て保障措置以外は特別会計ということの理解でいいのでしょうか。

(布田参事官補佐) モニタリングで一部、一般会計で実施しておるものがあるんですけれども、ここには事業としては書いていないんですが、一部一般会計で実施しているものもございません。ただ、額を見ていただくと分かるんですが、エネルギー特会は大体580億で一般会計が100億となっておりますので、予算規模からしても規制庁関係の予算につきましては、大部分が特別会計の事業であるということでございます。

(中西委員) ありがとうございます。また内閣府のところですが、一般会計だけで、あと特別会計は全然ないということなののでしょうか。

(森下参事官) 内閣府の緊急時安全対策交付金はエネルギー特会です。補正予算の防護対策を病院等に講じる事業は一般会計ということでございます。

(中西委員) ありがとうございます。

それからあと、重点分野というのは今先ほど御説明ありましたが、非常に大切なことだと思いますが、ほとんど大体において予算が増えていますよね。1から4まで減っているものはほとんどないのですが、予算全体としましては減っているわけです。そうしますと、どこの予算が減ったのでしょうか。そこを教えてください。

(布田参事官補佐) まず、ここに書いた予算につきましては、重点事項ということで主なものについて載せておるんですけれども、例えばモニタリングの関係でいきますと、3ページのモニタリング対策交付金というのが昨年度に比べまして13億に対して9.2億となっておりますが、これはもともとモニタリング資機材の整備に関する予算も昨年度は積んでおったんですけれども、それが一巡するであろうということで、9億ということで減額をしておるというものでございます。

それで、ちょっと1ページ目を見ていただきたいんですが、一番大きいのが東日本大震災復興特別会計なんですけれども、これが平成26年度当初予算75億に対して36億となっていて、これが約40億減っております。これはオフサイトセンター、福島県の整備を26年度行っておったんですけれども、それが26年度限りということと、あとは一部モニタリングの関係で調査研究を行っておったんですが、それが26年度限りで終わるということもあって、27年度については減っているというものでございます。

(中西委員) どうもありがとうございました。

この1ページの一番下の東日本の関係の特別会計は非常に減っているんで、これで大丈夫かなと思ったのですが、モニタリングをはじめオフサイトセンターも地方に移管するのでしょうか。これはもう全部シャットダウンの方向に行くのでしょうか。

(森下参事官) 福島のオフサイトセンターは福島の事故のときにやられてしまったので、それでまた新しいのをやはり県に作らなければいけないと。その予算措置はもう次年度は必要ありませんので、ということで減額になっておると。だから、必要なものは措置しているということで御理解ください。

(中西委員) どうもありがとうございました。以上でございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

私も幾つか御質問させていただきます。

原子力規制と保障措置のほうですけれども、一番最初の発電炉シビアアクシデント安全設計審査規制高度化研究、これは一つですけれども、委託請け負いという形で実施されると書いてあるんですけれども、成果の集積とかあるいは知見、安全規制の根拠の情報というのは

基本的に米国では公開されていると思うんですけども、これどういう形で委託をされて、どういう形で整備していこうとされているか分かりましたら教えていただきたい。

(布田参事官補佐) 基本的に民間団体に委託となっておりますけれども、これは例えば燃料デブリの臨界管理とかに係る事業につきましては、これは臨界実験装置の改良というのが必要になりますので、これはJAEAを想定しております。一応担当部局のほうで5年ぐらいで計画を立てて、それに沿って実験をしております、当然成果につきましては、例えばJAEAから成果については委託成果として規制委員会のほうできちんと受け取って、必要があれば公開していくという手はずになるというふうに考えております。

(岡委員長) 研修の質問になるんですけども、安全研修事業はシミュレータを補正で整備して、あと通常の予算では何か研修のそういう資料とかカリキュラムとかそういうものを開発すると、そういう形で実施するという事なんでしょうか。

(布田参事官補佐) プラントシミュレータにつきましては、プラントシミュレータそのものの整備費ですので、当然整備するだけでなく、どのようなカリキュラムを作っていくから良いか、というのも当然検討していく必要がございます。そういうような研修の内容につきまして検討を進めたり、研修資材について開発をしていくというようなことをこちらの1.6億のほうで実施していくということでございます。

(岡委員長) 関連して二つ質問があるんです。一つは前身のJNESさんで研修の資料等も作られてきたんだと思うんです。それを引き継いでおられて、改良しておられると、そんな感じなんでしょうか。

(布田参事官補佐) おっしゃるとおり、ひたちなかのほうに研修施設がございますので、それも引き続き活用して、今回補正で整備するプラントシミュレータも活用していくということでございます。

(岡委員長) もう一つは資料の公開の件なんですが、米国の原子力規制委員会が過酷事故を含む原子炉の安全を俯瞰する資料を職員の研修用に作成して公開しています。これがよくできていて私も大変参考になりました。こういう職員向けの資料もできるものは公開をしていただけると人材育成といいますか、規制庁に入る前の人材育成、それから、周りの方の理解に非常に役に立つような気がいたしますけれども、そのあたりはまだ検討中なんでしょうか。

(布田参事官補佐) すみません、一応安全研究を担当している部署には、そのような御意見があったということは伝えたいと思います。

(岡委員長) 米国の規制は根拠のレポートが、ちゃんとピアレビューされて公開されておしま

して、私は国民の理解の基本としてに重要だと思っています。一番重要なのは、基礎のところ、科学的な知見のものとところがきちんとみんなが見られるようになっているということだと思っています。ちょっと予算と違いますけれども、予算を使った行き先といたしますか、そういう観点で質問させていただきました。

もう一つは保障措置ですけれども、保障措置活動の実施に必要な経費とありまして、これは具体的にどんな感じの活動に予算が使われていくのでしょうか。

(布田参事官補佐) 具体的に書かれているのが参考資料の11ページでございますけれども、これはIAEAの査察の受入れというものを核物質が核兵器に転用されないことにつきまして、IAEAから査察を受け入れるということになってございます。それで、今原子力発電所だけではなくて対象施設というのが大体3,000弱程度あるんですけれども、当然そこにある核物質はどういうものがあるかというのをきちんと管理しなければいけないというための費用と、あとは当然IAEAの査察だけではなくて国内査察ということで、指定保障措置検査実施機関とありますけれども、そこが実施する査察に必要な費用についてこちらのほうで計上しているというものでございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

一つは、以前は安全研究全体を調整するのを前は原子力安全委員会がやっていたんですけれども、今はそれが無いというお話も届いておりまして、やはり規制の安全研究だけではなくて、また違う観点あるいは非常に基礎的な観点の安全の研究、それから実際のビジネス、産業と関係した安全研究いろいろあると思うんですけれども、やっぱり調整をして重複を省きつつ、全体としては安全研究全体をカバーできるようにする必要があります。ちょっとこれは予算ではないんですけれども、今日本で欠けているのではないかとされている、私もそう思いますので、発言をさせていただきます。ありがとうございます。

もう一つは防災で、今日は大変詳しく御説明いただいて、随分進んでいるということが分かりまして、ありがとうございます。関連でちょっと御質問させていただきますと、一つは訓練ですけれども、やはり訓練はしないと組織を作ってもということがあると思うんです。こういう訓練はどんな感じで計画をされて、あるいは実行されているのでしょうか。

(森下参事官) 我々の組織が昨年10月にできたばかりですので、基本的には、規制庁の前身の組織だったときからの流れを引き継いでおり、大規模な総理も参加していただくような総合防災訓練をする前に、各種のユニット訓練というのでしょうか、そういうものを年間計画を組んでやっております。例えば参集訓練とか、緊急時対応センター、そこだけを使った訓

練とか、官邸に集まって、官邸の要員だけ訓練をやってみるとか、あるいはオフサイトセンターでの機能訓練とか、これは実働省庁が集まっていただくんですけども、そういうふうなものを積み重ねていって、例年であれば秋ごろなんですけれども、閣僚も参加していただくような訓練につなげているというのが実情でございます。

ただ、訓練のやり方自体も内閣府が来ましたので、今一般防災の部局と複合災害が大事なテーマにしておりますので、連携して、我々も学ぶところがあり、一般防災は実際のオペレーションの経験が豊富で、進んでいる部分もあるので、そういうノウハウなんかも取り入れながら、より実践性のある訓練にしていくのが課題と考えております。決して今がパーフェクトとか完全にできているという認識ではありません。

(岡委員長) ありがとうございます。

もう一つは、東電の福島第一のときの教訓として、やはり情報が非常になかなか届かなかったといいますか、現場の情報がなかなか分からなかったということがあるんですけども、そのあたりは重要な点かと思うんですけども、どんなふうに検討されて、どうなっているんでしょうか。

(森下参事官) 川内地域の資料にも入っていると思うんですけども、まずインフラ的には、福島事故を踏まえて、今は衛星回線も含めて3回線化にしております。その前は、福島事故のときはコマーシャルの回線だけでしたので、衛星電話はありましたけれども、テレビ会議みたいな大容量でやりとりできるようなものとしてはコマーシャルの回線しかなかったので、それでコミュニケーションがうまくとれませんでした。そういうことで、今は衛星も使ってテレビ会議ができるようなところまで整備してきております。これが官邸と先ほどの規制庁のERCと現場のオフサイトセンターと県庁とかを結ぶ形で構築するところまでやりました。

それでも十分かというのは引き続き考えなければいけないと思っています。最後は電話を使ってでもやるとか、連絡がとれないということはあってはならないと思いますので、やはりこの後もいろいろ厳しい状況を考えて対応していくのだと思います。これも一般防災からいろいろ知見がもらえるところもあるかなと思い、引き続き取り組みたいと思います。

(岡委員長) 関連して、事故のときは事業者のほうの責任といいますか、それと政府のほうの関係が取り沙汰されたこともあると思うんですけども、そのあたり、先ほど阿部先生が言われた専門家がどれだけ関与できるかということも関係すると思うんですけども、何かお考えといいますか、そのあたりの切り分けというのは何か決まっているんでしょうか。

(森下参事官) 防災上の事業者との関係ですか。

(岡委員長) そうですね。事業者と政府との責任関係といますか。

(森下参事官) 事業者が今、明確に法律上責務を持っているのは、発電所の中の事故の収束ということは明言されております。今日の御紹介した鹿児島県の取組でもありましたけれども、発電所の外の住民防護についても事業者はもう少し積極的に関与すべきじゃないかという議論をこの鹿児島県の計画をまとめるときにやりまして、それで、今日話しました車両が足りないんだったら事業者がそれを負担しましょうとか、説明を省略したんですけれども、緊急時の対応をしたら放射線で汚染された物質が防護服とかいろいろ出るんですけれども、処理は事業者が全部、自衛隊とか県の職員とかの分もまとめて事業者が処理するとか、あるいはスクリーニングをするときに電事連が人を出すとか。発電所の外でも事業者が貢献するという方向性がこの地域の計画をまとめる中で出てきていると思います。

内閣府の原子力防災担当としては、事故の発生源ですので、事業者に県とか自治体が計画づくりで苦しんでいるところにはいろいろ手を差し伸べるといいますか、協力するという形は必要だ、やってもらいたいというふうに思って、各地域の調整に臨んでいるというところでございます。

(岡委員長) 細かいことになりましたけれども、避難区域の車の運転ですか、それから、今言った被ばく等の関連とかいろいろあって、そういうことは少しずつ検討が進んでいっているというふうに考えてよろしいでしょうか。

(森下参事官) 原子力災害の医療体制のほうは、原子力規制庁のほうで今病院関係者とか大学の先生とかを集めて、日本医師会とかと検討をやっていただいています、もう2年ぐらい検討していますが、これも福島の実験対応の教訓を踏まえた構想を段階的に打ち出しているという状況でして、そういうものが出たら、今度は自治体がそれをベースに地域の防災計画に反映してくると思いますので、そのときに我々がまた支援するということがあるというふうに思っています。これもオンゴーイングで今進んでいるところでございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

先生方からほかに御質問ございますでしょうか。どうぞ。

(阿部委員) あと2点だけちょっと質問したいんですけれども、一つは先ほど委員長が提起した問題ですけれども、情報の提供ですね。これは災害対策として避難していただきとか、当事者に情報を流す、これは災害対策の一環としての情報を流すんですけれども、一般に一体何が起こっているんだということが福島でも随分あったんですけれども、そういうことにも

答えなきゃいけない。その意味においては、もうその場で対応に追われて走り回っている人にそれをやらせても無理なので、ある意味では別系統で日本国民全体あるいは国際的にも情報を流すという担当を作り、あるいは系統を作っておくほうがいいんじゃないかと思うんですが、何かそういう仕組みは考えておられるんでしょうか。

(森下参事官) 考えてはおります。そういう機能を持つ広報の担当は別セクションでちゃんと官邸、それから、規制庁のERC、それからオフサイトセンターにそれぞれそういう役割を設けるとするのは、もうルール上決めていますので、そういう役割を担う方はそのときになればまさに活動するということになっています。大事なのは、やはりどういう情報を出すのかがいいのかというのは、やっぱりこれも訓練とかの日ごろの準備になると思うんですけれども、そういうことをしっかりやっていくというのが課題だと思っていて、我々としては、これもこれからだと思っているんですけれども、各地域ごとに地域のマスメディアがありまして、地元のFMとかローカルテレビ局とか、そういうところとやはり日ごろからこういうときにどういうふうな報道をするのかがいいのかというのを議論しておくことが大事かなと思っていて、そこはこれからというような状況です。

(阿部委員) 最後になりますけれども、一生懸命やっておられるので、是非ともしっかりやっていただきたいんですけれども、原子力災害の難しいところはめったに起こらないということなんです。スリーマイル、チェルノブイリ、福島と見ても、10年か20年に一回しか起こらないので、そういう意味においては、今はみんな一生懸命やらなければいかんと一生懸命やっていますけれども、そのうちだんだん忘れられて、予算もつかなくなったりなんかしてということになる心配があるので、ある意味ではそれをどうやって防ぐかということで、日本はよく防災の日とかいろいろやっていますわね。あれも年中行事化してマンネリ化しちゃうとだめなので、そここのところの工夫が必要な気がするんですが、何か考えておられますか。

(森下参事官) 正直今は忘れられるというよりも、我々のほうは生々しく反省点とかを持ってやっているという状況なので、そこまで考えは至っていないと思うんですけれども、もっと時間がたって落ちついてきたら委員おっしゃるようなことはあると思うので、あるところからは考えることが必要だと思います。

(阿部委員) とは言いながらも忘れちゃうけれども、そのときは遅い。今からやっておかないと。

(森下参事官) 分かりました。それも課題だと思います。ありがとうございます。

(阿部委員) よろしくお願ひします。ありがとうございました。

(中西委員) 一つだけ少し細かいところですが、概要の1の全体像のエネルギー特会のところ
です。規制委員会のほうの予算が大幅に減っています。6%減って大丈夫かと思うのです。
規制面はこれからまだまだいろいろなことがあろうかと思ひます、規制の項目の見直しもあ
るかもしれませんが、それは内閣府のほうが増えたから補完できるということなのでしょう
か。

(布田参事官補佐) これは先ほど森下参事官から御説明がありましたが、10月に新しい組織
が内閣府にできたということがございまして、人件費とか必要なそういう事務的な経費とか
を内閣府に移管したということが1点ございます。その関係で規制委員会の予算が減ってい
るのと、あとはどうしても安全研究のほうでいろいろ事業計画に沿ってやっていて、若干予
算が減った事業とかもございまして、その関係で27億減っているということございま
す。

(中西委員) どうもありがとうございました。

(岡委員長) 私も一つ今の関連で、原子力施設に関するテロがあった場合はどういふ対応にな
るんでしょうか。こちらが適用されるんですか、複合災害的なことになるんでしょうか。

(布田参事官補佐) 発電所のテロ。

(岡委員長) 発電所、そうですね。

(布田参事官補佐) テロ対策については、御存じのとおり原子力の防護措置、PPと呼んでお
りますけれども、その対応を事業者に求めておまして、その防護措置の検査というのを規
制委員会のほうで実施しているということございまして。当然関係の規制委員会が活動をす
るための必要な予算というのもここで計上しておるということございまして。

(岡委員長) それは余り大きくないテロで、環境に影響のあるといひますか、原子力発電所に
テロがあった場合は最初は影響があるかどうか分からない場合もあると思うんですけれど、
そういう場合はどういふ……

(森下参事官) 大規模な武力侵攻とか、ああいうテロとかの場合は、この法律とは別に国民保
護計画というものがあり、それにのっかって、官邸に、そのための対策本部ができることにな
るんですけれども、我々も同じような対応をやるということになっています。

(岡委員長) 一緒にやると。

(森下参事官) 一緒にいひますか、原子力の施設が襲われて何か周辺に被害が出るというよう
な場合については、今日御説明したスキームをそのまま使って、ただ上の計画が国民保護計

画に変わるんですけれども、それで対応するという形にしています。

(岡委員長) どうもありがとうございました。

先生方からほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

どうも大変詳しい説明、ありがとうございました。

それでは、次に議題2、原子力利用の「基本的考え方」でございます。これは阿部委員、中西委員とともに今後の策定方針について検討を行いまして、資料第2号として配付しておりますので、事務局から御説明をお願いいたします。

(室谷参事官) ありがとうございます。

お手元の資料第2号でございます。「基本的な考え方」作成の進め方ということで、今、委員長がおっしゃったとおり3委員がこれまでどのように進めましょうかということを検討してきた結果を簡単に取りまとめたものでございます。

まずは「基本的な考え方」の最終的な仕上がり、構成でございますが、昨年の12月以来原子力委員会においてどういったような項目をカバーしましょうかという議論がなされております。今後は有識者からの意見の結果を踏まえて、その構成については柔軟に見直すこととしながらも、当初はこの紙に掲げておりますような構成を想定して検討を進めることといたしております。まずは総論があり、東京電力福島第一原子力発電所事故から学んだ教訓、そして原子力発電利用に関する取組、研究開発、国際情勢を踏まえた原子力の活用、国民理解・教育、人材育成、そういったことが主な構成要素になるのではないかというふうに現時点では想定されております。

検討の進め方でございますが、これらの項目に関連した有識者をお招きして意見を聴取することといたしております。既に畑村先生にお越しいただいて、また今週金曜日には伴先生にお越しいただいて御意見を聞きますが、今後とも多様性や専門性の観点からお選び申し上げて御意見を聞くことにいたします。全ての項目について御意見を伺った後、この原子力委員会において「基本的な考え方」を取りまとめる予定でございます。その後、パブリックコメントでありますとか所要の手続を経た上で、最終的には「基本的な考え方」を尊重するといった旨の閣議決定を求めてまいりたいというふうに思っております。

スケジュールの概要でございます。今年は大体夏ごろまで有識者からの意見を伺いたいというふうに思っております。その後秋には取りまとめるための議論を経て、「基本的な考え方」の案を作ってまいりたいというふうに思っております。10月ごろからパブリックコメントやほかの役所にもいろいろインプットいただきながら、目標としては来年の1月ごろに

は閣議請議をしてみたいというふうに考えております。

申すまでもなく、その過程におきましては、常に原則として意見聴取は原子力委員会の定例会や臨時会を活用して、公開した形で進めていただくというふうに考えております。

以上が「基本的な考え方」作成の進め方でございます。ありがとうございました。

(岡委員長) ありがとうございます。

それでは、質疑を行います。阿部委員、何かございますでしょうか。

(阿部委員) 1点だけ補足でございますけれども、ちょうど真ん中あたりに検討を進める過程で知見を有する有識者から意見を聴取するというところで、多様性と専門性の観点から選定するということが書いてありますが、ともすると、この有識者、専門性ということで例えば事故のことあるいは原子力発電と考えると、世間で言われているところの村の人ばかり集まってくるということになりかねないので、私はこの紙の検討の過程でも申し上げましたけれども、そこはそうじゃなくて、ある意味では国民全体が今は関係者であり、関心を有する人々なので、そういった広い意見、多様な意見を集めて聞いていきたいというふうに考えております。

(岡委員長) ありがとうございます。

中西先生、ございますでしょうか。

(中西委員) 特にございません。

(岡委員長) 私も特にありませんので、それでは、この方向で進めるということによろしいでしょうか。

それでは、この形で検討を進めることにいたします。

次に、議題3について事務局から御説明をお願いします。

(室谷参事官) ありがとうございます。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の次期中長期目標の策定についてでございます。

平成27年2月3日の第5回原子力委員会におきまして、文部科学省より国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の次期中長期目標の検討状況について説明をいただきました。その後、原子力委員長、委員の議論を行い、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の次期中長期目標の策定について見解の原案を作成し、資料第3号としてお手元に配付してあります。

まずはお手元に配付した原案を事務局の前田参事官補佐より読み上げさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

(前田参事官補佐) それでは、読み上げさせていただきます。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の次期中長期目標の策定について（見解）（案）。

原子力委員会は、本年2月3日の定例会議において、文部科学省から、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下、「機構」という。）の次期中長期目標の検討の状況について説明を受けた。本委員会は、機構が我が国の原子力利用における研究開発活動の中核的機関であることを踏まえ、機構における研究開発活動が、今後とも着実に実施されることを期待しており、この観点から、時期中長期目標の策定に際しては、以下の諸点に留意することを求めることとする。

1. 現在、我が国の原子力政策において最も重要な課題は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に係る対応である。機構は、これまでも同発電所の廃止措置等及び福島再生・復興に向けた環境回復に係る支援と研究開発等を続けてきている。原子力委員会としてはこのような取組を評価するとともに、引き続き、必要な取組の実施及びさらなる安全性と効率性の向上を図ることにより、廃止措置等の早期実現、環境回復への貢献を期待する。

2. 「日本原子力研究開発機構の改革の基本的方向」（平成25年8月 文部科学省日本原子力研究開発機構改革本部）（以下、「機構の改革」という。）を踏まえ、安全を最優先とした業務運営を行うに当たっては、業務運営に対するPDCAサイクルを着実に実施し、また外部有識者の意見や経営管理手法などを参考に必要な改善を進めていくことはもとより、その目的である、改革の目指すところをいかに組織へ定着させていくか、ということ強く意識して、引き続き自己責任による改善の取組を進めるべきである。

3. 原子力の安全性に関する研究開発を進めるに当たっては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の反省と得られた知見を活かし、不断の安全性の向上を目指す観点から、まず過酷事故に関する過去の成果や海外の成果について知識の体系化を目指すとともに、必要実験施設等を整備し、未解明分野の研究を行い、得られるプロダクト（成果）の体系化や知見を集積する役割を機構が果たすことを期待する。

原子力の安全性に関する研究開発は、関係各省、関係機関の組織区分を超えて、相互に補完、協力しながら進めていく必要がある。機構においては、その中核機関として、安全分野を俯瞰しつつ、常にその向上を図るために必要な取組を進めることを期待する。また、時期中長期目標の策定においては、このような機構の組織の自律性を損なわせないよう留意すべきである。

4. 原子力に関する様々な取組の基盤となる知見と技術を生み出すための基礎基盤研究は、

長期的視点から幅広い原子力利用を進めていくために不可欠であり、機構においては、我が国の原子力利用における研究開発活動の中核的機関として、基礎基盤研究を維持・向上していくために必要な取組を進めるべきである。

また、取組を進めるに当たっては、原子力のエネルギー利用のみならず、J-PARCやJRR-3などを活用した生命科学、物質・材料科学などの量子ビーム分野における先端的研究などを含めた幅広い分野において、新たな原子力利用技術の創出や産業利用に向けた成果活用に取り組むことが重要である。

さらに、その際、原子力分野におけるイノベーションとプロダクト（成果）を生み出していくという目標をもって取り組むとともに、関係機関との役割分担について検討した上で、互いの垣根を超えた産官学との共同作業などを進めていくべきである。

5. 機構は、従来から核不拡散・核セキュリティを確保していくために必要な取組を進めてきており、原子力委員会としては、引き続き、これらの取組を率先して進めていくことを期待する。なお、その際、今後の原子力発電や核燃料サイクル、また核不拡散に関する国際的な取組などをはじめとする国内外の情勢を踏まえ、必要に応じて中長期目標を変更するなど、柔軟に対応していくべきである。

6. 高温ガス炉、高速炉など、将来の原子力利用の更なる多様化・高度化に関する研究開発や、軽水炉の今後の利用を支える高経年化や安全高度化の要素技術などの研究開発は、機構の特徴を生かせるテーマである。実用化と国際展開を念頭においた研究開発についても検討すべきである。また、国際展開に向けた成果は国内利用においても相乗的に役立つことが考えられることから、原子力委員会としても機構の今後の取組に期待する。

7. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に係る対応や、今後、長期的視点から幅広い原子力利用を進める観点から、各種の研究開発を通じた原子力人材の確保・育成が重要であり、関連分野を広く俯瞰する能力と知識を持つ人材の育成のための継続教育、経験者の有効活用やその知識継承が確実に実施される必要がある。また機構の職員の年齢構成の高齢化という状況を踏まえ、シニア人材の活用及び若年層への知識・技能の伝承が適切に行われるよう配慮すべきである。人材育成や知識継承のための資料の作成を進めることは作成者の俯瞰的能力の向上、知識の伝承や若手の育成、さらには安全や放射性廃棄物など国民の関心の高い分野について、国民理解の基盤ともなることが期待できる。

8. 原子力の研究開発及び人材の確保・育成においては、原子力発電や核燃料サイクルだけではなく、放射線利用の分野も含め、幅広い実験等を行うための設備が不可欠である。特

に、大型研究施設やR I 非密封取扱施設などを有する機構においては、外部の人材の育成にも活用できる共同利用施設としての目的を持つ各種設備のインフラ構築、整備についても必要な取組を進めるべきである。また、共同利用施設の運営に当たっては、単に施設を提供するだけでなく、得られた研究成果の体系化による知見の集積など多面的な役割を果たしていくべきである。

9. 機構が、原子力施設の設置者及び放射性廃棄物の発生者としての責務を果たすために、原子力施設の廃止措置及び放射性廃棄物の処理処分の計画的遂行と技術開発を進めるに当たって、施設の廃止措置については、当該施設を熟知したシニア職員の知識を活用することなどが円滑な遂行のために必要であるが、これらの人材を活用し効率的に廃止措置が進められる期間は限られているということを認識し、高い優先度をもって実施していくべきである。また、研究施設から発生する放射性廃棄物の処理処分については、国民理解の観点から立地に向けた取組も含めロードマップを提示するなど、透明性を確保しつつ、計画的な遂行を進めていくべきである。

10. 機構が各種の研究開発を進めるにあたっては、国民の理解を得る観点から、機構の活動内容について国民が容易に把握できる環境を整備しておくことが重要であると考え。このため、研究開発で得られた成果および関連するデータ、論文などの科学的知見に基づく情報の知識化を進めるべきである。具体的には、安全や放射性廃棄物など国民の関心の高い分野を中心に、的確な要約を含む研究開発報告書を作成し、検索しやすいように開示するとともに、国民が容易にアクセスし、内容を理解できるための仕組み、環境の整備など必要な取組を進めるべきである。

11. 機構の改革を踏まえ、核融合研究開発及び量子ビーム応用研究の一部が機構から分離し、国立研究開発法人放射線医学総合研究所へ統合する際には、新たな法人が核融合研究開発及び量子ビームの応用研究の目的、目標を適切に定めることができるよう、これまでの研究成果や課題を体系的に整理すべきである。また、効率的な研究開発の実施を目指す観点から機構に残る研究部門との役割分担、分離後の相互連携の在り方などについての的確な検討を行い、今後、策定される分離、統合のための工程等に反映し、着実に実施すべきである。

12. 原子力委員会としては、我が国がこれまで培ってきた優れた原子力技術や、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の痛切な経験等を、国内のみならず世界で活用し、原子力分野において世界をリードしていくことが重要であると考え。このため、機構において、原子力分野のイノベーションを生み出す方策として、産官学が連携してシーズを生み出して

育てる仕組みの構築やニーズの把握を進め、これらをつなげる取組が進められることを期待する。さらに、過去の経験や他分野の技術の進展を踏まえた検討を進め、我が国として、国際展開の視点に立ち、成果や知見の体系化、研究開発の実用化の方策と戦略の確立を期待する。以上。

以上でございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

それでは、議論を行いたいと思います。阿部委員からお願いします。

(阿部委員) おおむね私はこれで異存ありませんが、最初の段落の最後ですね。この経過はそもそも議論して中長期目標を策定している文部科学省にお渡しするわけですね。ということは、最初の段落の文章の最後は、「以下の諸点に留意することを求める。」でいいんじゃないですか。何か「こととする」というのは内部の決裁文書みたいな感じがします。

以上で、私はちょっと後で二、三点補足をしたい点がありますので、申し上げたいと思います。

(岡委員長) 中西先生、いかがでしょうか。

(中西委員) これでいいと思います。

(岡委員長) ありがとうございます。

これでいいかと思います。

それでは、先生方に御意見をいただきました。今、阿部先生から御指摘のあった点について修正をした上で、原子力委員会の見解といたします。よろしいでしょうか。

それでは、阿部先生から補足の見解ということで御意見があるようですので、お願いいたします。

(阿部委員) 以下の点は必ずしもこの委員会全体の見解ということにはならないかもしれませんが、私として気になっている点を二、三点補足として申し上げたいと思います。

今回のこの中長期目標では、原子力研究開発機構を「我が国における原子力に関する唯一の総合的研究開発機関」と認めながらも、しかしながら、「核融合研究開発及び量子ビーム応用研究の一部を機構から分離し」という方向を示しております。機構は、残余の分野について「特化」し、「重点化」し、「テーマを厳選する」ということを求めています。これはともすると、この機構が総合的研究機関としての活動を続けていく自負と意欲をそぐことになりかねないんじゃないかと私は心配しております。機構が依然として日本における原子力分野における重要な研究開発の拠点であり、またハブであるということ続けることを

確認して、機構の職員が今後とも意欲と希望を持って働き続けられるように配慮を望みたいと思います。

それから、中長期目標では、60年前に策定されました原子力基本法、そこにあります「高速増殖炉の技術の開発」の記述を引用した上で、「『もんじゅ』を廃棄物の減容化・有害度低減や核不拡散関連技術等の向上のための国際的な研究拠点と位置づけ」、として、また、「高速炉技術開発の成果を取りまとめる」としてありますが、さらにその後のほうで「再稼働に向けて国民の理解を得ることが必要不可欠であり」としてあります。しかしながら、私はどうもこれまでいろいろ聞いてきたところでは、このようにこれも中長期計画の中にある表現ですが、「国民に対して分かりやすい形で」納得の得られる説明が得られたとはどうも残念ながら感じられません。したがって、この点については、この中長期計画を策定して機構に渡す文部科学省の一層の努力を求めたいと存じます。

それから、具体的な点ですけれども、中長期目標では第4世代の原子力システムに関する国際フォーラムに言及しております。私が理解するところでは、フォーラムの目的はより安全性が高く、より経済性に優れ、より環境に優しく、また核不拡散に対する抵抗性の高いシステムを開発するということを目標にしていると思いますが、これはいずれも日本としても大いに共有できる目標ではないかと思います。ところが、今回の中長期目標では、国際フォーラムに参加すると書いてありますけれども、参加の目的は高速炉の基準策定に日本が関与するということに限定していますけれども、ここは、私はこの第4世代の原子力システムの研究で研究対象となっております高温ガス炉あるいは熔融塩炉とか、いろんな先ほど申し上げました四つの目標を達成するための分野について、広い視野から日本としても積極的に参加することがいいんじゃないかということで、私はそういった方向をサジェストしたいと思います。

以上でございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

これは阿部先生の御意見として、資料として配付されるということによろしいでしょうか。

それでは、今の議題は以上でよろしいでしょうか。

それでは、その他の議題をお願いいたします。

(室谷参事官) その他の案件でございます。資料第4号として、第2回原子力委員会の議事録を皆様のお手元に配付いたしております。

次回の会議予定についての御案内でございます。次回、第7回原子力委員会臨時会でごさ

いますが、今週金曜日、2月13日、13時30分から中央合同庁舎4号館4階の443会議室で実施の予定でございます。議題といたしましては、「基本的な考え方」に関するものでございまして、NPO法人原子力資料情報室共同代表の伴さんから御意見を伺う予定でございます。

以上でございます。

(岡委員長) その他、委員から御発言ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御発言ないようですので、これで本日の委員会は終わります。ありがとうございました。

—了—